

基本設計業務の提出図書等

図書等はA3サイズ横使いを基本として提出すること。提出部数は目黒区の指示による。また、図書等の電子データを提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

基本設計説明書	計画の基本方針、建物概要、配置計画概要、建築計画概要（動線計画、平断面計画、外観・内観計画等を含む）、外構計画概要、構造計画概要、電気設備計画概要、機械設備計画概要（空調設備、衛生設備、昇降機設備を含む）、環境負荷低減計画概要、バリアフリー計画概要、防災計画概要（法規チェックリスト等を含む）、セキュリティ計画概要、インフラ整備計画概要、什器・備品計画概要、施工計画概要、工事工程表、工事費概算書、設計経過説明書（ヒアリング記録、打合せ記録、各種協議記録等を含む）
基本設計図面等	案内図、配置図、仕上表、平面図、立面図、断面図、外構計画図、構造計画図、電気設備計画図、機械設備計画図、環境負荷低減計画図、バリアフリー計画図、防災計画図、セキュリティ計画図、インフラ整備計画図、リサイクル計画書、什器・備品一覧表、
その他の提出物	透視図（鳥瞰2枚、外観2枚、内観8枚程度）、模型（1台、縮尺1：300程度）

実施設計業務の提出図書等

図面はA1サイズを基本として提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

計算書等はA4サイズを基本として提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

図面及び図書の電子データを提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

実施設計図面	実施設計図面
建築設計図	特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、天井伏図、矩計図、階段詳細図、平面詳細図、展開図、建具表、雑詳細図、サイン設計図、法規チェック検討図、その他必要と思われる図面等
構造設計図	特記仕様書、図面リスト、構造図、構造計算書、その他必要と思われる図面等
電気設備設計図	特記仕様書、図面リスト、屋外幹線設備図、受変電設備図、自家発電設備図、幹線設備図、動力設備図、電灯設備図、弱電設備図、消防設備図、中央監視設備図、自動制御設備図、各種計算書、その他必要と思われる図面等
機械設備設計図	特記仕様書、図面リスト、屋外給排水設備図、給排水設備図、ガス設備図、消防設備図、空調・換気設備図、衛生機器リスト、自動制御設備図、計装設備図、昇降機設備図、各種計算書、その他必要と思われる図面等
外構設計図	特記仕様書、図面リスト、配置図、仕上表、平面図、断面図、各種詳細図、サイン設計図、その他必要と思われる図面等
解体設計図	特記仕様書、図面リスト、配置図、建築図（アスベスト除去図を含む）、構造図、電気設備図、機械設備図、その他必要と思われる図面等
総合施工計画図	工事概要、適用基準類、仮設計画、安全・環境対策、工程計画、品質計画施工要領、廃棄物処理計画、その他必要と思われる図書等
工事費積算書	工事費内訳書、積算数量調書、見積比較表、その他必要と思われる書類等
その他の提出物	設計経過説明書（ヒアリング記録、打合せ記録、各種協議記録等）、各種申請書類（本事業で必要になった申請関係）

建設業務の提出図書等

図面はA1サイズを基本として提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

計算書等はA4サイズを基本として提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

図面及び図書の電子データを提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

建設工事着手前に、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都建設局）」を参考に各種届出等を提出すること。

建設着手時	使用材料、使用機器計画書、主要工事施工計画書、生コン配合計画書、残土処分計画書、産業廃棄物処分計画書、各種施工管理試験結果報告書、各種出荷証明書、使用材料検査書、その他必要な書類等
-------	--

工事完了時の提出図書等

図面はA1サイズを基本として提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

計算書等はA4サイズを基本として提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

図面及び図書の電子データを提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

建設完了時	工事完成届（写し）、工事写真記録、完成写真、各種法令の許認可等の書類、竣工図（製本、電子データ、部数は目黒区の指示による）、什器・備品一覧表、納入業者一覧表、施工の経過を撮影した写真、動画等、その他必要な書類等
-------	---

道路設計（道路予備）業務の提出図書等

設計委託標準仕様書資料編「成果品一覧表」（2）1）道路予備設計によるもののほか、目黒区指示の成果品（委託報告書、設計概略書等）を提出する。提出部数は目黒区の指示による。また、図書等の電子データを提出すること。作成にあたっては、「土木工事電子納品基準」（目黒区）」に準じること。提出部数は目黒区の指示による。

設計項目	成果品項目
平面設計	案内図、平面図
縦断設計	縦断図
横断設計	横断図、標準横断図、土積図
構造物設計	一般図
設計図（縮小版）	設計図（縮小版）
設計報告書	報告書、数量計算書、概算工事費、中心座標計算書、その他参考資料等

道路設計（道路詳細）業務の提出図書等

設計委託標準仕様書資料編「成果品一覧表」（3）道路詳細設計によるもののほか、目黒区指示の成果品（委託報告書、設計概略書等）を提出する。提出部数は目黒区の指示による。また、図書等の電子データを提出すること。作成にあたっては、「土木工事電子納品基準」（目黒区）」に準じること。提出部数は目黒区の指示による。

設計項目	成果品項目
平面設計	案内図、平面図
縦断設計	縦断図
横断設計	横断図、標準横断図、土積図
構造物設計	詳細図
仮設構造物設計	仮設工詳細図
用排水設計	排水系統図、詳細図、流量計算書
舗装工設計	舗装工設計
設計図（縮小版）	設計図（縮小版）
設計報告書	報告書、数量計算書、その他参考資料等

土木工事の提出図書等

東京都土木工事標準仕様書により、工程表、施工計画書を提出する。

工程表は監督員を経由して目黒区に提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

施工計画書は次に掲げる事項について記載するほか、監督員がその他の項目について補足を求めた場合は追記し、監督員に提出すること。

工事着手時	ア 工事概要 イ 計画工程表（クリティカルパスを明記） ウ 現場組織表 エ 安全管理（リスクアセスメントの実施状況等を含む） オ 指定機械 カ 主要船舶・機械 キ 主要資材 ク 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） ケ 施工管理計画（出来高、出来形、品質管理等を含む） コ 緊急時の体制及び対応（緊急時対策計画書を含む） サ 交通管理 シ 環境対策（過積載防止対策、汚染土壌対策等を含む） ス 現場作業環境の整備 セ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ソ その他
-------	---

工事完了時の提出図書等

東京都土木工事標準仕様書により、工事完了届を監督員に提出する。

工事完了届を監督員に提出する際には、次に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。

工事完了時	ア 設計図書（追加及び変更指示も含む。）に示される全ての工事が完了していること。 イ 契約書第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項の規定により、監督員の請求した改造が完了していること。 ウ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図面等の資料の整備が全て完了していること。 エ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること
-------	---

公園基本設計業務の提出図書等

設計委託標準仕様書資料編「成果品一覧表」(17) 2) 公園基本設計によるもののほか、目黒区指示の成果品（委託報告書、設計概略書等）を提出する。提出部数は目黒区の指示による。また、図書等の電子データを提出すること。作成にあたっては、「土木工事電子納品基準」（目黒区）」に準拠すること。提出部数は目黒区の指示による。

設計項目	成果品項目
設計	基本計画図、平面図
設計図（縮小版）	設計図（縮小版）
設計報告書	報告書、数量計算書、概算工事費、報告書要約版、パース及びスケッチ図、その他参考資料等

公園実施設計（・撤去設計）業務の提出図書等

設計委託標準仕様書資料編「成果品一覧表」(17) 3) 公園実施設計・撤去設計によるもののほか、目黒区指示の成果品（委託報告書、設計概略書等）を提出する。提出部数は目黒区の指示による。また、図書等の電子データを提出すること。作成にあたっては、「土木工事電子納品基準」（目黒区）」に準拠すること。提出部数は目黒区の指示による。

設計項目	成果品項目
設計	実施設計図、撤去設計図
設計図（縮小版）	設計図（縮小版）
設計報告書	報告書、設計計算書・数量計算書、概算工事費、その他参考資料等

土木工事の提出図書等

東京都土木工事標準仕様書により、工程表、施工計画書を提出する。

工程表は監督員を経由して目黒区に提出すること。提出部数は目黒区の指示による。

施工計画書は次に掲げる事項について記載するほか、監督員がその他の項目について補足を求めた場合は追記し、監督員に提出すること。

工事着手時	ア 工事概要 イ 計画工程表（クリティカルパスを明記） ウ 現場組織表 エ 安全管理（リスクアセスメントの実施状況等を含む） オ 指定機械 カ 主要船舶・機械 キ 主要資材 ク 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む） ケ 施工管理計画（出来高、出来形、品質管理等を含む） コ 緊急時の体制及び対応（緊急時対策計画書を含む） サ 交通管理 シ 環境対策（過積載防止対策、汚染土壌対策等を含む） ス 現場作業環境の整備 セ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 ソ その他
-------	---

工事完了時の提出図書等

東京都土木工事標準仕様書により、工事完了届を監督員に提出する。

工事完了届を監督員に提出する際には、次に掲げる要件を全て満たさなくてはならない。

工事完了時	ア 設計図書（追加及び変更指示も含む。）に示される全ての工事が完了していること。 イ 契約書第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項の規定により、監督員の請求した改造が完了していること。 ウ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図面等の資料の整備が全て完了していること。 エ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること
-------	---